

訪問看護のユニバーサル山形

「子育てサポート企業」に

山形労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、訪問看護や居宅介護支援事業のユニバーサル山形（山形市、土屋和彦社長）を「子育てサポート企業」に認定した。従業員の仕事と子育ての両立支援の取り組みが高水準な企業を認定する制度で、県内では4社目。労働者100人以下の中小企業、看護・介護関係の企業で認定されるのは、いずれも県内初。

認定を受けられるのは、雇用環境整備の行動計画を策定し、定めた目標を達成した事業所。労働者数300人以下の事業所の場合、子の看護休暇や育児休業を取得した男性労働者がいるなどの基準に該当することも必要になる。

ユニバーサル山形は、子の看護休暇を取得した男性労働者がいた。さらに同社は、仕事と子育ての両立に奮闘する自社の労働者の声を受け、▽本来無給の子の看護休暇を、有給で10日まで、半日単位で取得できる▽3歳までの子を養育する労働者が利用できるように整備しなければならぬ短時間勤務の措置を子が就学するまでに拡大▽短時間勤務で、1日6時間、6時間半、7時間の労働時間を選ぶことができるなどの環境を整えている。

看護や介護の分野では、離職率の高さが指摘されているが、同社では2003年の会社設立以降、出産や子育てを理由に離職した職員はいないという。認定を受け、土屋社長は「優秀な職員の確保や、子育てを理由に離職することのないよう環境整備してきた。今後も職員の声を制度に反映させていきたい」と話した。

25日に山形市の山形労働局で認定通知書の交付式が行われる。

これまで認定された企業は山形カシオ（東根市）山形銀行（山形市）日東ベスト（寒河江市）。

子育てサポート企業

「ユニバーサル山形」認定

職場環境整備、低い離職率

山形労働局は次世代育成支援対策推進法に基づき家庭と仕事の両立を支援する「子育てサポート企業」に、訪問看護、居宅介護支援などを手掛ける「ユニバーサル山形」（山形市青田南、従業員46人）を認定した。中小企業での認定は県内で初めて。従業員の少ない中小企業の場合は、子育て支援への取り組みが進みにくく、同社の取り組みは今後のモデルケースとして期待されている。【安藤龍明】

中小企業では県内初



従業員301人以上の企業は05年4月から、101人以上

300人以下の企業は11年4月から、従業員の子育て支援についての一般事業主行動計画の策定、届け出が同法で義務付けられている。一方、従業員が100人以下の企業の場合には計画の策定、届け出は努力義務となっており、ユニバーサル山形はこの範囲に該当する。届け出企業のうち、一定の条件を満たせば子育てサポート企業として認定される。県内で認定されたのは山形カシオ、山形銀行、日東ベスト、ユニバーサル山形の4社。

同労働局によると、県内には301人以上の企業が106社、101人以上300人以下が336社あるが、今年5月末にいずれも行動計画の届け出率が100%を達成した。一方で、100人以下の企業は09年度末の218社をピークに、10年度末216社、11年度末208社と微減傾向が続いている。ユニバーサル山形は、従業員が男性16人、女性が30人で、08年12月に行動計画を策定した。計画に基づいて、10日間の配偶者出産休暇制度を導入、夏季休暇、年次有給休

暇の取得促進を進めるPR委員会を設置するなどの取り組みを進めた。男性従業員1人が育児休業を取得、女性従業員の育児休業の取得率が100%を達成するなど、子育てサポート企業の認定基準を満たし、今回の認定に至った。介護業界は離職率が高いのが半ば常識だが、同社では昨年度の離職者は2人で、いずれも家族の転勤に伴うもの。半日単位で取得できる子供の看護休暇制度を設けるなど、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めてきた。土屋和彦社長は「シフト管理に手間がかかると負担はあるが従業員が働きやすくなっているのは確か。少子化が進む中で労働者の確保は大切で、離職率が低い状況を今後も維持していきたい」と話している。



山形労働局から交付された子育てサポート企業の認定通知書を持つユニバーサル山形の土屋和彦社長（右から3人目）

「子育て支援」認定4社目

山形の会社 従業員100人以下で初

仕事と育児の両立支援策が充実した会社の証となる「子育てサポート企業」として、山形市の訪問看護・リハビリ事業者「ユニバーサル山形」が、山形労働局から先月認定された。県内で4社目で、従業員100人以下の企業では初めて。

専門職が43人。認定対象となった2008年12月～10年11月までの期間中、男性の育児取得はなかったものの、従業員300人以下の企業の特例として、子供が病気になる時などに使える「看護休暇」を取得した男性従業員がいたため、認定された。

土屋和彦社長によると、同社では03年の創業時から、子供の看護休暇を有休扱いにしたり、配偶者の出産時に3日間の特別休暇を導入したりしてきた。若い子供を抱える従業員が多いため、時間短縮の勤務制度も充実している。

同社は、認定企業のみが使える「くるみん」マークを、名刺やホームページなどに使う予定で、土屋社長は「会社のイメージアップだけではなく、働きやすい職場をPRすることで、よりよい人材を集めたい」と話している。

子育てサポート企業の認定制度は、2005年の次世代育成支援対策推進法に基づいて始まった。認定されるには、「女性の育児休業取得率が70%以上」「男性の育児休業取得率が1人以上」「などの基準を満たすことが必要となる。

同社の従業員数は男性16人、女性30人。このうち、看護師や理学療法士などの



「くるみん」マーク